



SNSが
きっかけに!

友達だから信用したのに・・・

～若者の間で、SNSがきっかけとなる『マルチ商法※』の被害が広がっています～

相談

SNSで知り合った友達と話が盛り上がり、カフェで会った。「いいもうけ話がある」と誘われて参加した投資セミナーで、投資会社の社員を名乗る男性から「入会金50万円を出せば誰でも簡単にもうけられる」「人を紹介すれば紹介料として10万円が手に入る」と投資セミナーの入会を勧誘された。お金がないと断ったが「カードローンを使えばよい」「みんなやっている」と言われ、消費者金融から50万円を借金してしまった。いつのまにかSNSから友達が消えていて、連絡もとれない。



「消費者庁イラスト集」より



アドバイス

※「マルチ商法」とは、商品・役務(サービス)を契約して組織の会員になり、自身も組織の勧誘者になって知人等を勧誘すれば報酬を得られる商法です。

- ・「購入したシステムを使えば簡単にもうかる」「人を紹介すればもうかる」などと勧誘されても、安易に契約しないようにしましょう。また、目的やテーマがはっきりしないセミナーやイベントへの参加は警戒し、先輩や友人、知人の誘いでも、嫌なことはきっぱりと断るようにしましょう。
- ・トラブルに巻き込まれると、自身の被害に留まらず、紹介した友人にも被害が及び、それまでの友人関係が壊れてしまいます。

- 目的やテーマがはっきりしないセミナーやイベントは警戒する。
- 先輩や友人、知人の誘いであっても、嫌なことはきっぱりと断る。

マルチ商法は、特定商取引法の連鎖販売取引として規制され、クーリングオフや中途解約ができる場合もあります。契約に疑問を感じたら、すぐに美馬地区消費生活センター 電話 0883-53-1541 へ相談しましょう。



(詳細は裏面へ)

消費者ホットライン188番(いやや!)は、最寄りの消費生活センターにつながります。

全国共通の電話番号
「消費者ホットライン」
188



消費者ホットライン188
イメージキャラクター
いややん

日曜日でも大丈夫よね

1 8 8 を押す

※一部のIP電話からは利用できません

188



【音声アナウンス】
「こちらは消費者ホットラインです。最寄りの相談窓口をご案内いたしますので、お住いの郵便番号が分かる方は1を、そうでない方は2を押してください。」

郵便番号がわかる方
1 を押す

【音声アナウンス】
お住いの郵便番号を
7桁で入力してください。

お住いの郵便番号を押す

郵便番号がわからない方
2 を押す

固定電話から
【音声アナウンス】
お住いの地域を選択して
ください。〇〇市は1を、
〇〇市は2を押してください。

お住いの地域の
番号を押す

携帯電話から

【音声アナウンス】
「ナビダイヤルサービスを経由して、消費生活相談窓口へおつなぎいたします。
〇〇秒ごとに、およそ〇〇円の通話料金で御利用いただけます。」

操作が分からなくなったら・・・しばらくそのままお待ちください。
徳島県消費者情報センターへつながります。

美馬地区消費生活センター

電話： **0883-53-1541**

相談： 日～金 9:00～16:00 (土・祝 休み)

住所： 美馬市脇町大字猪尻字西分116番地1
美馬市地域交流センター1階



「相談のハコ」が
消費生活センターです

